

宮城県男女共同参画基本計画 (第 5 次) 中間案

令和 8 年 月

宮 城 県

目 次

第1章 基本的な考え方

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の期間	3
3 計画の内容	3
4 計画に基づく取組	3
5 計画の推進	3
6 計画の構成	3
7 計画の体系	4

第2章 県の現状

1 少子・高齢化と人口減少の加速	5
2 家族形態・ライフスタイルの多様化	7
3 就業形態の変化と経済格差の拡大	9
4 企業における女性の登用	11
5 配偶者等からの暴力や犯罪の深刻化	12
6 東日本大震災からの復興と再生	12

第3章 男女共同参画の推進に関する施策

1 社会全体における男女共同参画の実現 —アンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)の解消に向けて—	14
2 様々な働く場における男女共同参画の実現 —女性が生き生きと活躍するために—	18
3 家庭における男女共同参画の実現 —家事・育児・介護における男性活躍の促進—	22
4 学校教育における男女共同参画の実現 —共生と自立を目指して—	25
5 地域における男女共同参画の実現 —多様な主体が互いに支え合う社会—	27
6 防災・復興における男女共同参画の実現 —頻発する大規模災害に備える多様な視点—	29

第4章 推進体制

■男女共同参画の指標	32
------------	----

第1章 基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

平成13年8月1日から「宮城県男女共同参画推進条例」（平成13年宮城県条例第33号。以下「条例」という。）が施行されました。条例は、全ての県民の人権が平等に保障され、男女が共に責任を分かち合う社会を構築していくため、男女共同参画社会の早期実現を目指すことを決意して制定されたものです。

条例の規定に基づき、平成15年3月には「宮城県男女共同参画基本計画」を策定しました。平成23年3月に第2次基本計画、平成28年3月に第3次基本計画、令和3年3月には第4次基本計画を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を総合的かつ計画的に推進してきました。

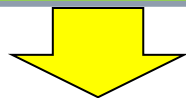
男女共同参画の取組は少しずつ広まってきていますが、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）に起因している「家事・育児・介護は女性の仕事」などといった固定的な性別役割分担意識、性差に関する偏見や社会制度・慣行等は根強いものがあり、依然として男女共同参画の理念が県内全域に浸透しているとは言えない状況です。日本では、少子化に伴う人口減少が当初の予想よりも遥かに速いスピードで進んでいますが、本県でも、出生率の低下だけでなく、女性の都市圏への流出が大きな問題となっており、これらにより地域が疲弊している現状があります。女性流出の大きな要因として、若年層に「共働き・共育て」等のイメージが形成されている中で、自らの可能性や希望の実現ができる職場が地方にはないと感じられること、また、性別役割分担意識等により、女性に地方の企業では自身の能力が活かされないと感じさせる側面があることなど、アンコンシャス・バイアスの影響が指摘されており、女性に魅力のある宮城になるためには、アンコンシャス・バイアスの解消と女性があらゆる分野で活躍できるような支援に、さらに注力していく必要があると考えます。

このため、性別に関わらず全ての人の人権が尊重され、尊厳を持って誰もがその個性と能力を十分に発揮し、生きがいを持って生活できる男女共同参画の理念及び推進の必要性を県民に広く普及啓発し、男女共同参画社会の形成を促進すべく、男女共同参画基本計画（第5次）（以下「基本計画」という。）を策定します。

なお、基本計画は、平成11年6月23日から施行された「男女共同参画社会基本法」（平成11年法律第78号）第14条第1項の規定により、都道府県が定めなければならないこととされている都道府県男女共同参画計画であり、基本計画のうち第3章2の「様々な働く場における男女共同参画の実現」の項を中心に、平成27年9月4日から施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）第6条第1項に基づく本県の推進計画としても位置付け、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に寄与します。

さらに、基本計画は、新・宮城の将来ビジョンを踏まえた部門別計画であり、関連する計画と連携を図りながら、宮城県の男女共同参画を積極的に進めるものとします。

新・宮城の将来ビジョン
令和3年度から令和12年度までの10年間



宮城県特定事業主行動計画
(人事課他)

- 次世代育成支援対策推進編
- 女性活躍推進編

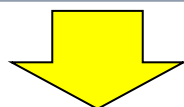
宮城県中小企業・小規模
事業者振興基本計画
(中小企業支援室)

宮城県
男女共同参画
基本計画
(第5次)

みやぎこども幸福計画
(子育て社会推進課)
困難な問題を抱える女性及び
DV 被害者等への支援並びに
DV 防止に関する基本計画
(子ども・家庭支援課)

各部局の個別取組

- 建設産業における女性の活躍の推進(土木部)
- 建設工事等の入札・契約制度(契約課) など



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



2 計画の期間

令和 8 年度から令和 12 年度までの5年間とします。

3 計画の内容

条例第7条の規定により、以下の事項について定めます。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
- (2) (1) のほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

4 計画に基づく取組

基本計画においては、県の現状及び課題を明らかにし、基本目標を定め、数値目標を掲げて、男女共同参画の推進に関する施策に取り組んでいくこととします。また、条例第16条の規定により、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、公表します。

5 計画の推進

社会のあらゆる分野において、男女共同参画を推進していくために、県の全ての事業について、男女共同参画の視点に配慮することを推進します。また、市町村、県民、事業者及びNPO（民間非営利活動団体）等各種団体の理解と協力を得るとともに、家庭、職場、地域における県民及び事業者の自主的な活動及び男女共同参画社会の実現に向けた取組への積極的な参加を働きかけます。

6 計画の構成

第1章においては基本計画の基本的な考え方を、第2章においては県の現状を、第3章においては男女共同参画の推進に関する施策を、第4章においては推進体制を示しました。

また、第3章の男女共同参画の推進に関する施策をより分かりやすくするため、社会全体、様々な働く場、家庭、学校教育、地域及び防災・復興の分野に分け、これらの分野ごとに現状及び課題を分析し、目指すべき目標を掲げ、具体的な施策を示しました。さらに、東日本大震災からの復興と再生に向けた取組についても記載しています。

男女共同参画の推進に関する施策は、分野ごとにそれぞれ単独で完結するものではなく、相互に関連し合い、男女共同参画社会の実現に寄与するものです。

7 計画の体系

基本目標	
	施策の方向
1	社会全体における男女共同参画の実現 ーアンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)の解消に向けてー
	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の促進
	(2) 男女共同参画に関する普及啓発の充実
	(3) 男性及び若い世代に向けた普及啓発の推進
	(4) あらゆる暴力の根絶と被害者支援の充実
	(5) 多様な困難を抱える女性や若い世代への支援
	(6) 調査・研究及び情報の収集・提供の充実
	(7) 相談体制の整備・強化
2	様々な働く場における男女共同参画の実現ー女性が生き生きと活躍するためにー
	(1) 職場における女性の参画の促進
	(2) 農林水産業・商工自営業における男女共同参画の推進
	(3) ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)及び多様で柔軟な働き方の推進
	(4) リスキリングの促進及びキャリアリスタートの支援
3	家庭における男女共同参画の実現ー家事・育児・介護における男性活躍の促進ー
	(1) 共に築く家庭生活への支援
	(2) 育児及び介護に関する社会的支援の充実
	(3) DV(配偶者等からの暴力)の根絶
	(4) 人生100年時代に向けた心と体の健康づくりへの支援
4	学校教育における男女共同参画の実現ー共生と自立を目指してー
	(1) 男女共同参画に関する理解の促進
	(2) キャリア教育の推進と人材育成
	(3) 健康のための教育の推進
5	地域における男女共同参画の実現ー多様な主体が互いに支え合う社会ー
	(1) 市町村における男女共同参画の推進の支援
	(2) 地域活動における男女共同参画の促進
	(3) 高齢者、障害者、単身者等の自立支援
	(4) 国際的な視野及び「多文化共生」の視点の確立
6	防災・復興における男女共同参画の実現ー頻発する大規模災害に備える多様な視点ー
	(1) 防災分野における意思決定の場への女性の参画の促進
	(2) 男女共同参画の視点での防災意識の啓発

第2章 県の現状

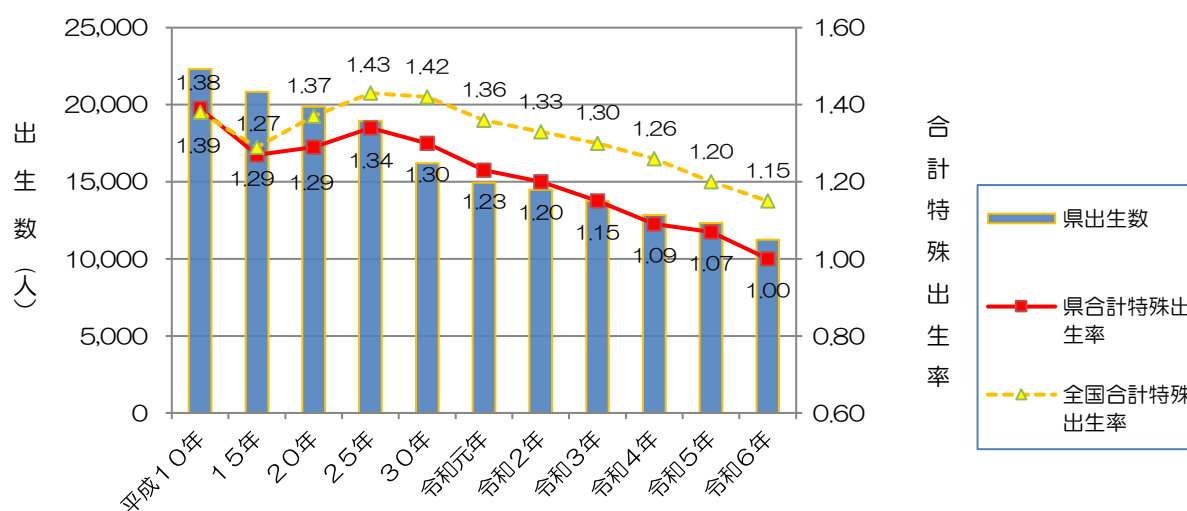
黄色着色の箇所については、最新の統計値が出ていないため未修正となっています。

1 少子・高齢化と人口減少の加速

少子化の進展の状況を知るための重要な指標である合計特殊出生率について、県では、昭和58年の1.86以降、一時的な上昇はあるものの低下傾向となり、平成16年及び17年は1.24となりました。平成18年以降は若干上昇したものの、その後、低下と上昇を繰り返し、平成28年以降は低下の一途をたどり、令和6年は過去最低の1.00となりました。令和6年の全国値は1.15であり、本県は全国の都道府県の中で46位という低い水準にあります。

また、今後の合計特殊出生率に影響を与える婚姻件数及び婚姻率も概ね横ばいから減少又は低下の傾向にあります。

【図1】出生数及び合計特殊出生率の推移

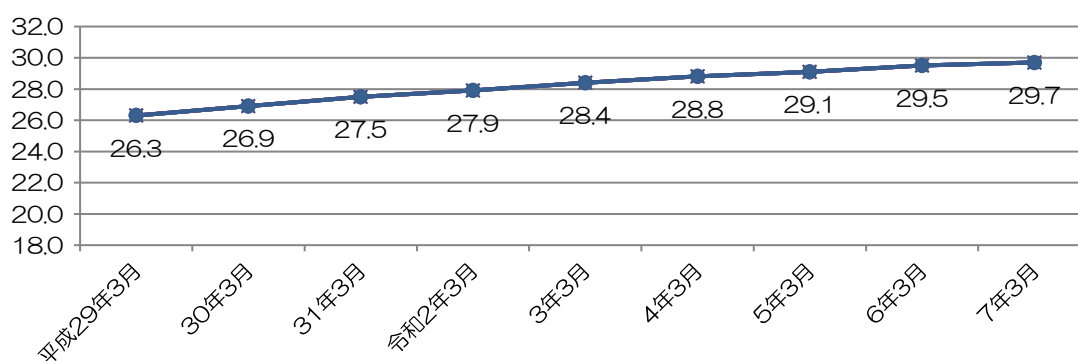


資料：厚生労働省「人口動態統計」（各年版）

宮城県保健福祉総務課「人口動態統計（確定数）の概況」

一方、令和7年3月末現在の宮城県高齢者人口調査によると、県における65歳以上の高齢者人口は658,415人、高齢者の割合を示す高齢化率は、29.7%で前年と比較して0.2ポイント上昇し、県人口の約3割が高齢者となっています。高齢化率が一番高いのは栗原圏域(43.2%)、次いで気仙沼・本吉圏域(41.2%)、登米圏域(38.3%)、仙南圏域(36.4%)、大崎圏域(34.9%)、石巻圏域(34.7%)、仙台圏域(26.4%)となっており、特に仙台圏域を除く圏域で高齢化が進んでいると言えます。また、「在宅ひとり暮らし高齢者数」は162,502人で、65歳以上の高齢者人口に占める割合は、24.7%となっています。

【図2】県の高齢化率の推移
(%)



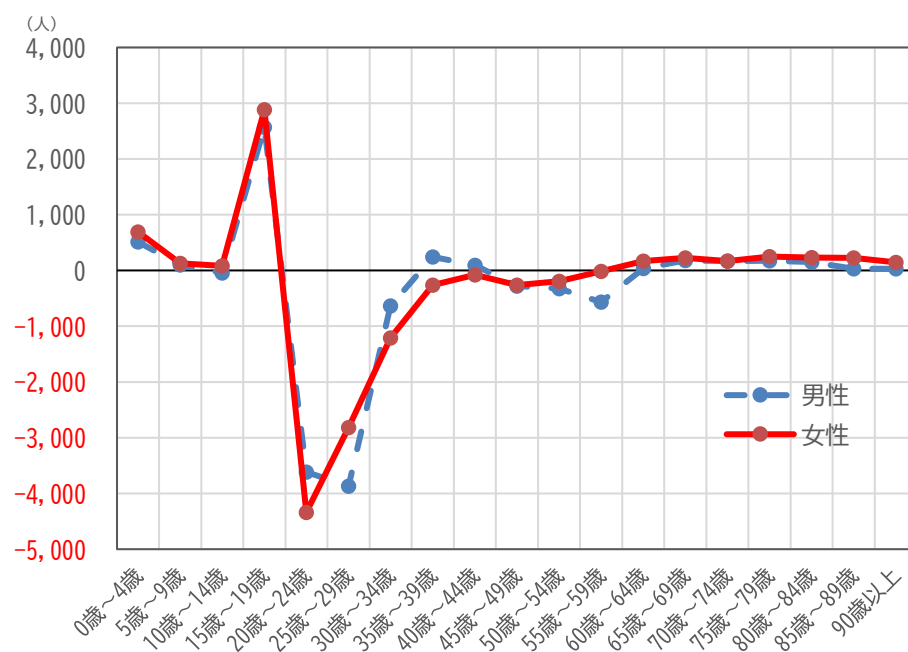
資料：宮城県長寿社会政策課「宮城県高齢者人口調査」

合計特殊出生率の低下及び高齢化の進展を受け、年少人口（15歳未満）の構成比率は年々低下する一方、老年人口（65歳以上）の構成比率は年々上昇しているため、生産年齢人口（15歳から64歳まで）の構成比率は低下する傾向にあります。

また、県では、10代後半は大学進学等による転入超過ですが、20代前半は就職等による転出超過となっており、全国的にも、特に女性において、東京などの大都市では増加、地方では減少という傾向が顕著に現れています。

大学を卒業後、職を求めて若者が首都圏へ流出することにより、県における若年層の労働人口も減少しています。

【図3】年齢階層別人口移動（平成27年～令和6年の過去10年間累計）

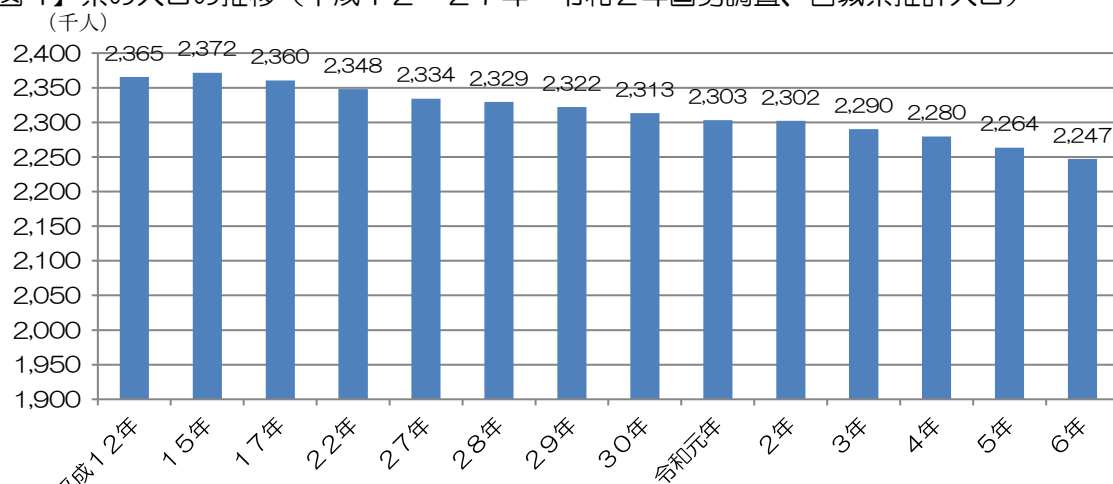


資料：総務省「住民基本台帳人口移動報告」

県の人口は、平成15年の推計人口の237万1,683人をピークに減少に転じ、平成23年3月の東日本大震災の発生により自然増減（出生者数－死亡者数）・社会増減（転入者数－転出者数）ともに更に大幅な減少を記録しました。その後、平成25年まで

人口流動や復興特需による転入などにより増加しましたが、平成26年に再び減少に転じ、減少傾向は継続しています。

【図4】 県の人口の推移（平成12～27年・令和2年国勢調査、宮城県推計人口）



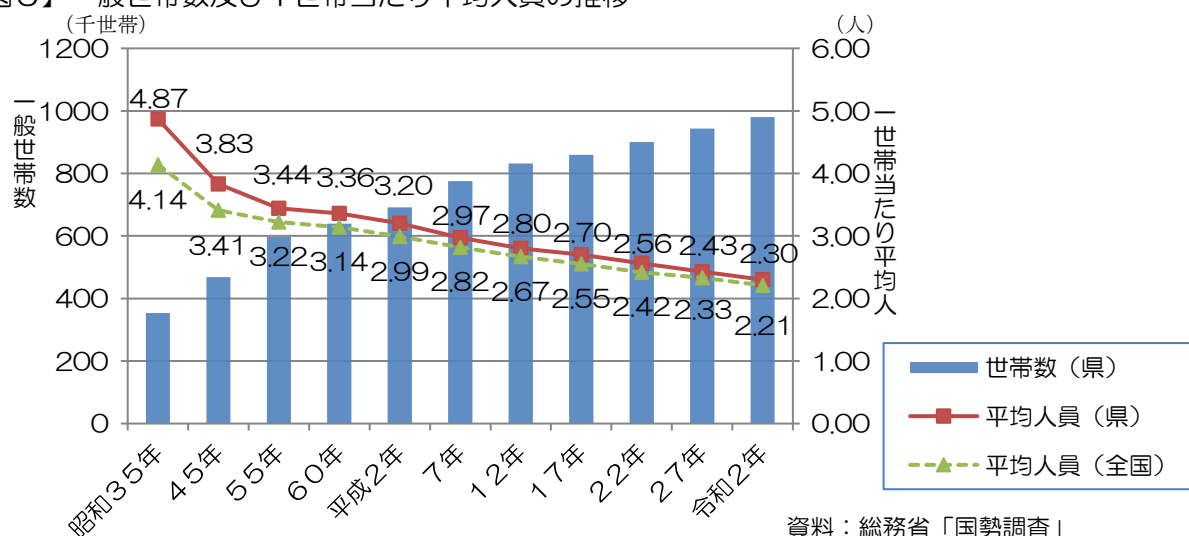
資料：総務省「国勢調査」、宮城県統計課「宮城県推計人口」（各年10月1日現在）

令和6年10月1日現在での県の人口における男性と女性の割合は、女性が51.2%となっています。年少人口及び生産年齢人口では男性の比率が高くなっているのに対し、女性の平均寿命が男性と比較して長いことから、老年人口では女性の比率が高くなっています。

2 家族形態・ライフスタイルの多様化

令和2年の県の一般世帯数は980,549世帯であり、平成27年の942,569世帯と比較して37,980世帯、4.0%増加している一方、一世帯当たりの平均人員は2.30人と、平成27年の2.43人から減少しています。

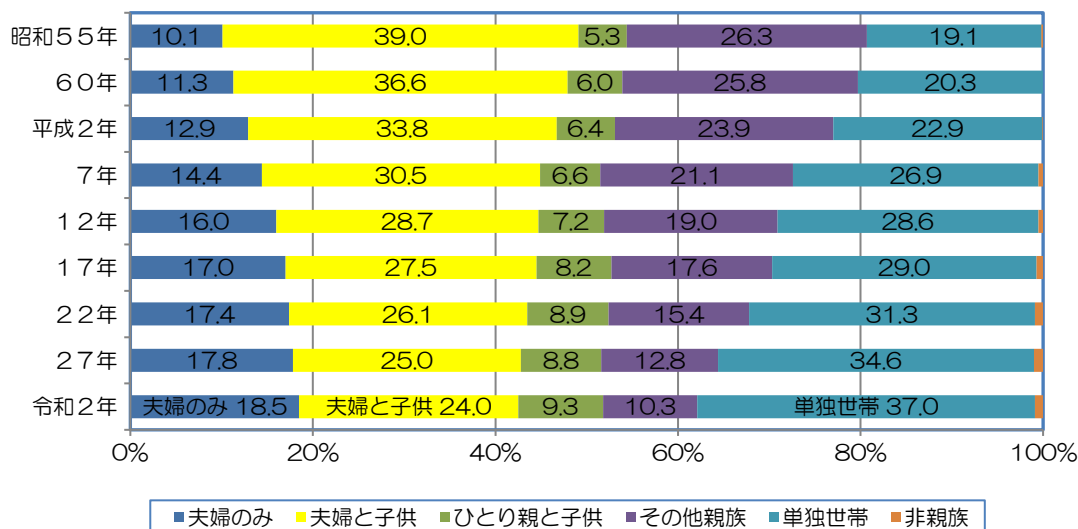
【図5】 一般世帯数及び1世帯当たり平均人員の推移



資料：総務省「国勢調査」

県の世帯の規模としては、1人から3人までの世帯が増加する傾向にあるのに対し、4人以上の世帯は減少しています。昭和55年から令和2年までの家族類型別一般世帯割合の推移を見ると、「単独世帯」、「夫婦のみ」、「ひとり親と子供」の世帯の割合が上昇する一方、「夫婦と子供」の世帯の割合は低下する傾向にあります。

【図6】県の家族類型別一般世帯割合の推移（昭和55年～令和2年）



資料：総務省「国勢調査」

65歳以上の「高齢単身世帯」は97,239世帯であり、平成27年と比較して、11,841世帯（13.9%）増加しており、夫65歳以上・妻60歳以上の「高齢夫婦世帯」は102,638世帯であり、12,591世帯（14.0%）増加しています。また、「高齢単身・高齢夫婦世帯」が一般世帯全体の20.4%を占めています。

令和2年国勢調査結果によると、一般世帯の中で、夫と妻のいる499,442世帯のうち、夫婦ともに就業している「共働き世帯」は241,141世帯で、共働き率は48.3%です。共働き率は、平成27年の46.1%から増加しており、全国の平均（47.1%）を上回っています。

宮城県の平均初婚年齢は、令和元年の男性31.0歳、女性29.4歳と晩婚化が進んでおり、未婚率も、男女とも各年齢階層で上昇する傾向が続いています。（人口動態統計確定値）

【表1】平均初婚年齢の推移

（単位：歳）

		平成12年	17年	22年	27年	令和元年	6年
男性	宮城県	28.3	29.5	30.1	30.8	31.0	
	全国	28.8	29.8	30.5	30.8	31.2	
女性	宮城県	26.4	27.5	28.4	29.3	29.4	
	全国	27.0	28.0	28.8	29.4	29.6	

資料：厚生労働省「人口動態統計」（各年版）

【表2】未婚率の推移

(単位: %)

	男 性		女 性	
	25～29歳	30～34歳	25～29歳	30～34歳
平成 7年	64. 7 (67. 4)	36. 6 (37. 5)	46. 8 (48. 2)	18. 7 (19. 7)
平成12年	66. 7 (69. 4)	41. 6 (42. 9)	52. 6 (54. 0)	26. 2 (26. 6)
平成17年	67. 4 (71. 4)	45. 1 (47. 1)	56. 6 (59. 1)	31. 3 (32. 0)
平成22年	67. 9 (71. 8)	44. 2 (47. 3)	58. 4 (60. 3)	33. 4 (34. 5)
平成27年	72. 0 (72. 7)	46. 5 (47. 1)	61. 4 (61. 3)	35. 3 (34. 6)
令和 2年	72. 1 (76. 4)	48. 0 (51. 8)	62. 3 (65. 8)	36. 2 (38. 5)

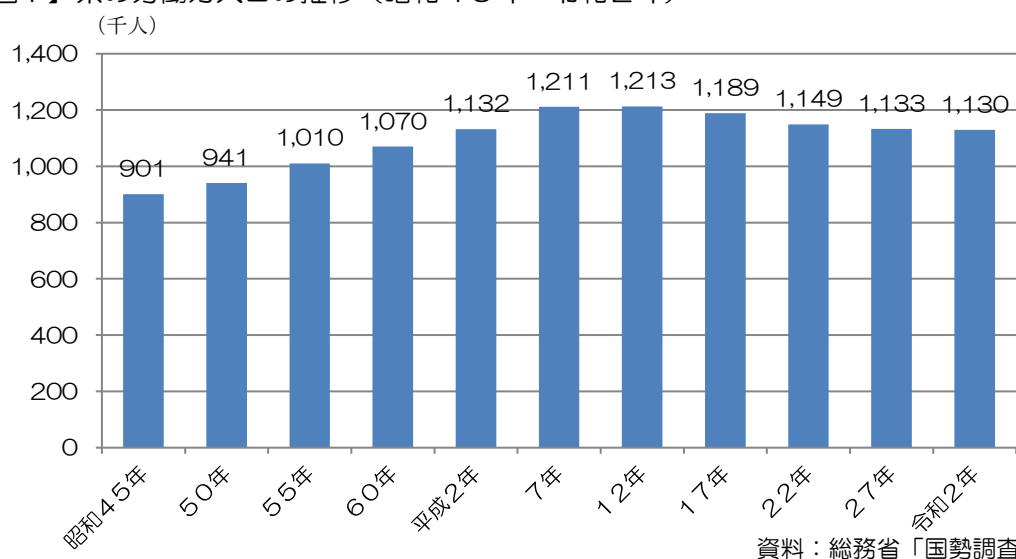
※ 各欄の数値は県の数値であり、()内は全国の数値である。

資料：総務省「国勢調査」

3 就業形態の変化と経済格差の拡大

令和2年国勢調査における県の労働力人口（15歳以上人口）は、1,130,271人であり、男性629,922人、女性500,349人となっています。平成27年の1,133,081人から2,810人減少しており、労働力人口の減少率は0.2%となっていますが、女性の労働力人口は3.9%増加しています。

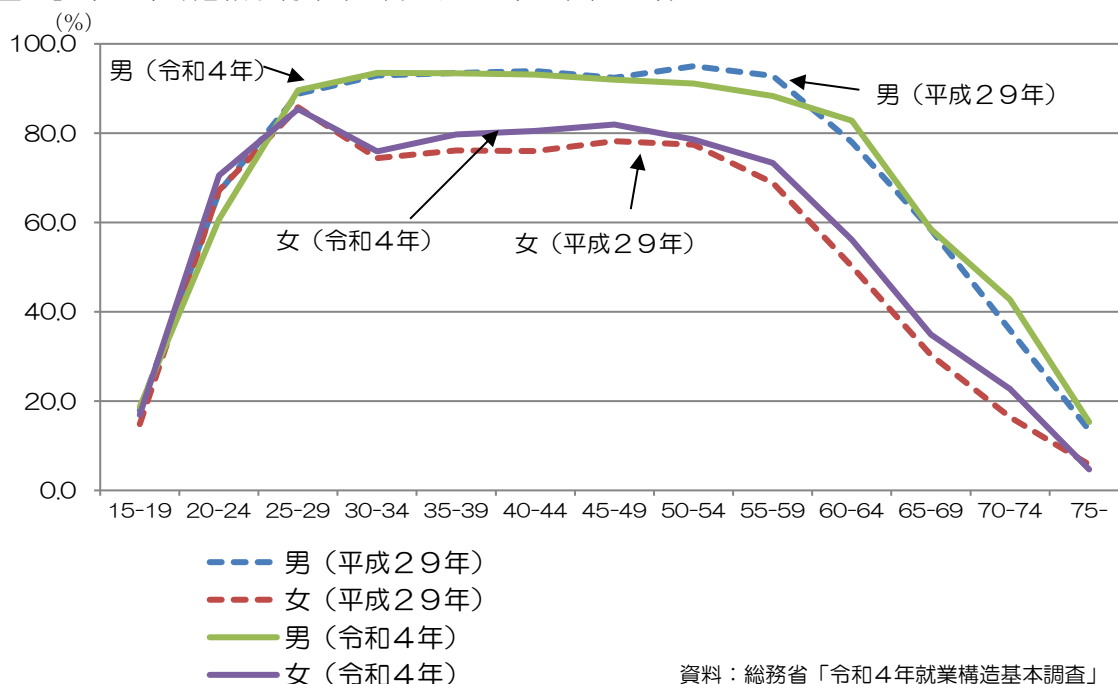
【図7】県の労働力人口の推移（昭和45年～令和2年）



令和4年の「就業構造基本調査」によると、県の有業率（「15歳以上人口」に占める有業者の割合）は、男性68.1%、女性51.5%となっています。女性30歳代とその前後の年齢階級（25～44歳）において、育児をしている女性の有業率は、全国平均で73.9%でした。最も高かったのは島根県で88.1%、次いで鳥取県が87.9%と続き、宮城県は全国平均よりやや低い72.3%でした。

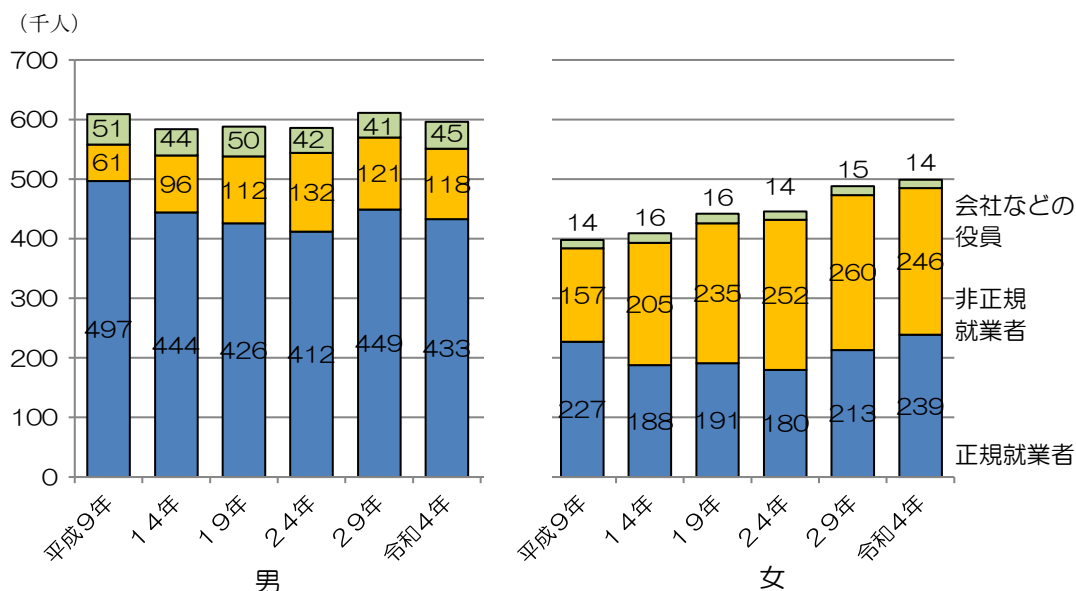
女性における年齢階級別有業率は、25～29歳で85.4%となっていますが、結婚・出産期に当たる30～34歳で75.9%に一旦低下するという現象が、宮城県においても現れています。

【図8】県の年齢階級別有業率（平成29年・令和4年）



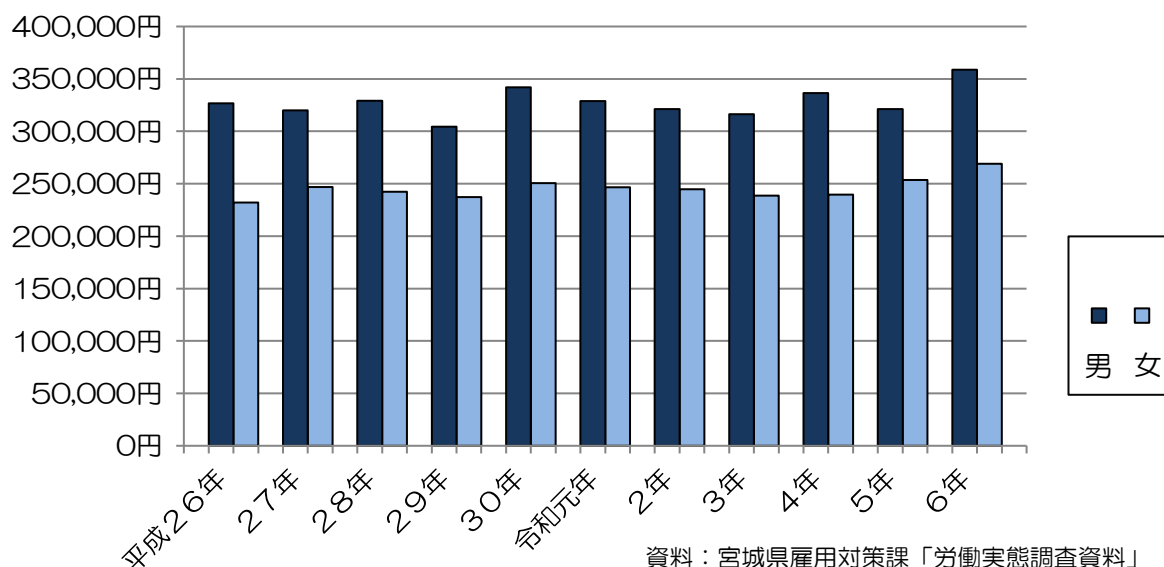
県内における女性の非正規雇用の労働者は、令和4年に減少したものの、女性の所定内賃金※1は、平均して男性の約75%に止まっているなど男女間の賃金格差は大きく、非正規労働の低い賃金水準等とも相まって、男女間・正規非正規間の経済格差が依然として大きい状況にあります。

【図9】県の男女別雇用形態の推移（平成9年～令和4年）



※1 所定内賃金…毎月きまって支給する賃金（月例賃金）のうち、基本給、諸手当（通勤手当、住居手当、家族手当、役職手当、特殊勤務手当、能率給、精勤手当等）が該当。時間外手当、休日手当、深夜手当、宿・日直手当等は含まない。

【図10】県の常用労働者における男女別平均賃金(所定内賃金)の推移（平成26年～令和6年）



4 企業における女性の登用

女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることを目的に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が平成27年9月4日に施行、令和7年6月に期間延長等を含む改正について公布され、女性の活躍による地域経済の活性化や多様な地域課題の解決に更なる期待が高まっています。各職場における女性の登用促進やワーク・ライフ・バランスの推進、地域活動への女性の参画推進などにより、女性が持てる力を存分に発揮できるようにするための環境整備を促進する必要があります。

令和6年の賃金構造基本統計調査（厚生労働省）によると、全国における企業（企業規模100人以上）の役職者に占める女性の割合は、係長級24.4%、課長級15.9%、部長級9.8%となっており、係長級以上に占める女性の割合は18.0%となっています。

また、厚生労働省の女性の活躍推進企業データベース（一般事業主行動計画策定企業のうち公表企業）の令和7年6月19日時点の数値によると、公表企業は少ないものの、係長級にある者に占める女性の割合は全国28.5%、宮城県27.4%、管理職に占める女性の割合は全国21.5%、宮城県20.6%、役員に占める女性の割合は全国17.4%、宮城県17.7%となっています。

【表3】企業における役職者に占める女性の割合（厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査」）

	係長級以上	係長級	課長級	部長級
全 国	18.0%	24.4%	15.9%	9.8%

【表4】企業における役職者に占める女性の割合（厚生労働省「女性の活躍推進企業データベース」）

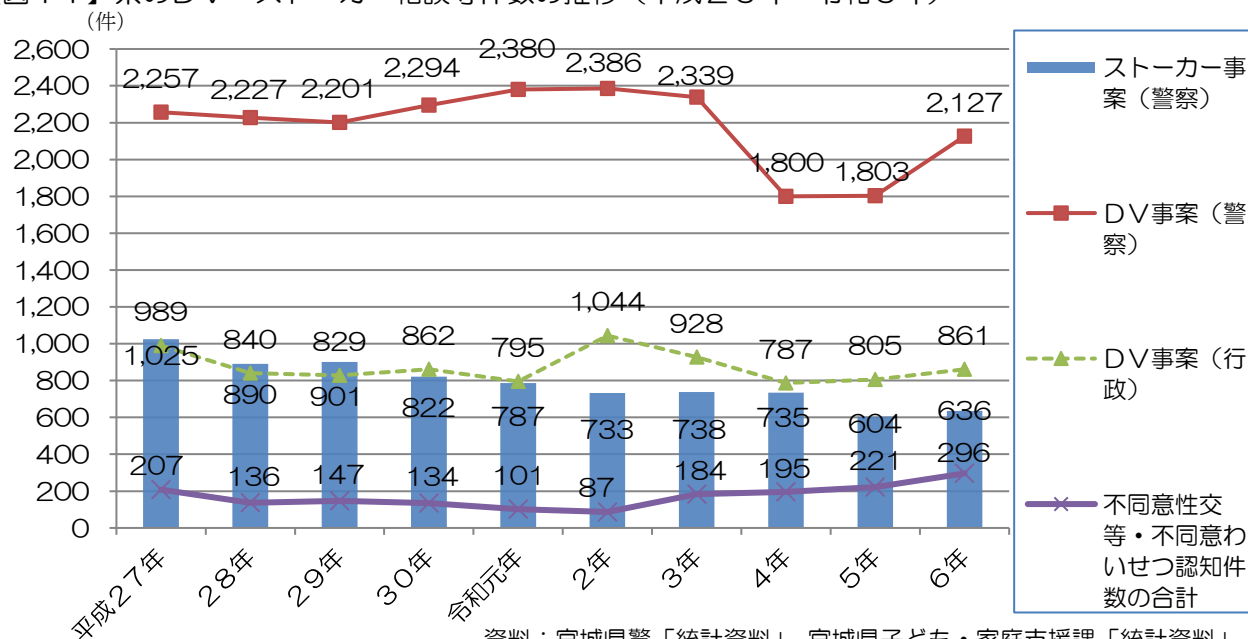
	係長級	管理職	役員
全 国	28.5%	21.5%	17.4%
宮城県	27.4%	20.6%	17.7%

<令和7年6月19日時点>

5 配偶者等からの暴力や犯罪の深刻化

DV（配偶者等からの暴力）、ストーカー等も深刻な状況にあります。本県のDV事案・ストーカー事案の認知（相談等）件数は、高い水準で推移しており、依然として厳しい情勢にあることから、関係機関の連携や情報共有を強化し、被害者の安全確保対策を一層推進する必要があります。

【図11】県のDV・ストーカー相談等件数の推移（平成26年～令和6年）



資料：宮城県警「統計資料」、宮城県子ども・家庭支援課「統計資料」

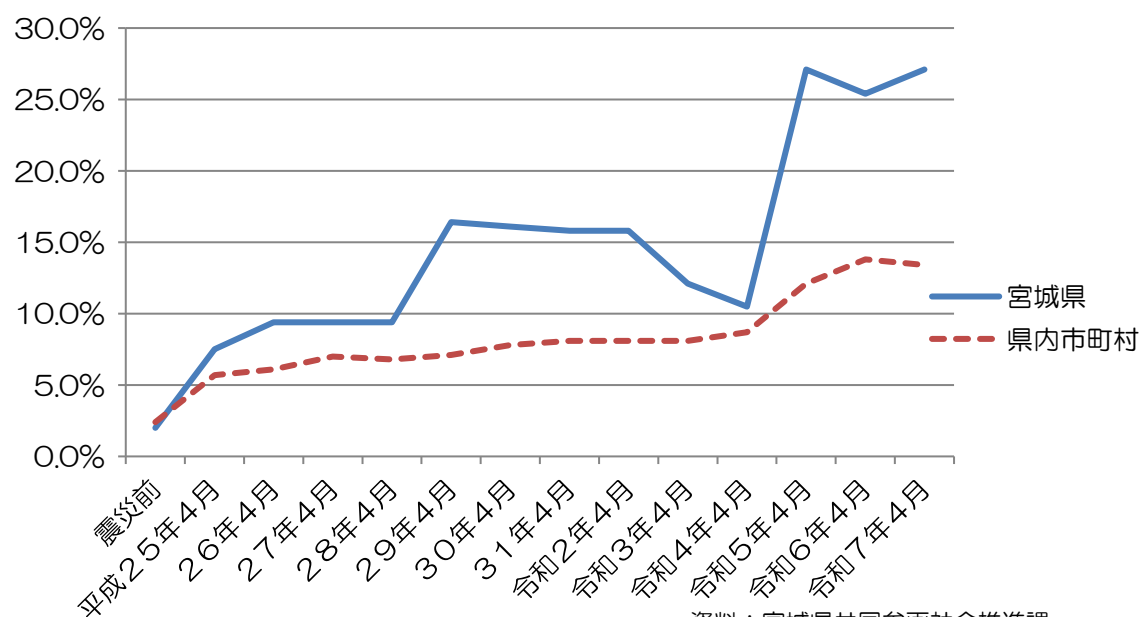
※刑法の改正（令和5年7月13日施行）により、強制性交等及び強制わいせつの罪名、構成要件が
めめられているため、令和4年以前とその件数を単純な比較はできない。

6 東日本大震災からの復興と再生

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、地震や津波により東北地方の沿岸部を中心として、広範囲に甚大な人的、物的被害をもたらしました。県では「宮城県震災復興計画」を策定し、復興に向けた取組を進めてきましたが、令和3年度からは、「新・宮城の将来ビジョン」において、「被災地の復興完了に向けたきめ細かなサポート」を掲げ、被災地も含めた持続可能な未来づくりを推進してきました。

この震災では、意思決定過程への女性の参画が十分確保されず、男女のニーズの違いや多様な生活者への配慮にも課題が残ったことから、防災・復興に係る意思決定の場に女性の参画とリーダーとしての活躍を促進するため、防災会議などへの女性委員の登用を推進してきました。大規模災害が頻発している昨今の状況において、男女共同参画の視点で平時から備え、避難所の開設・運営等の体制を更に強化していく必要があります。

【図12】宮城県防災会議及び県内市町村防災会議の女性登用率

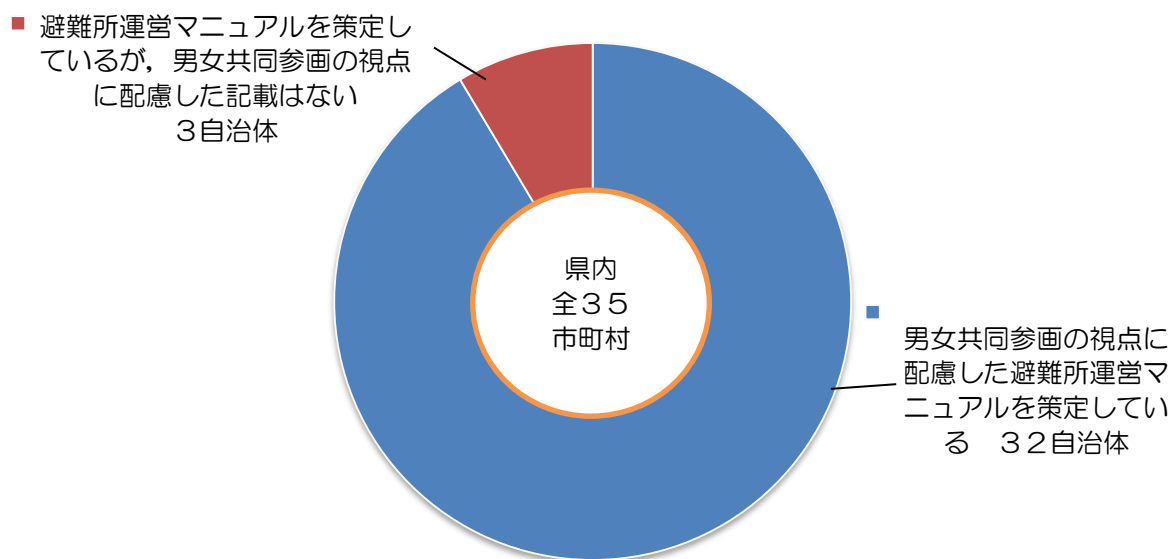


資料：宮城県共同参画社会推進課

「防災分野における男女共同参画の状況調査」

【図13】男女共同参画の視点に配慮した避難所運営マニュアルの策定状況

(令和7年4月現在)



資料：宮城県共同参画社会推進課

「令和7年度防災分野における男女共同参画の状況調査」

第3章 男女共同参画の推進に関する施策

1 社会全体における男女共同参画の実現

ーアンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)の解消に向けてー

【現状及び課題】

基本計画における関連指標の状況

項 目	第3次基本計画策定 (平成27年度又は平成 28年4月1日現在)	第4次基本計画策定時 (令和元年度又は令和 2年4月1日現在)	現況値 (令和6年度又は令和 7年4月1日現在)	第5次基本計画の 目標・予測指標 (令和12年度末)
県の審議会等委員にお ける女性の割合	37.2%	38.8%	38.6%	45%
市町村の審議会等委員 における女性の割合	26.8%	28.5%	30.5%	35%
県の管理職に占める女 性の割合(知事部局)	7.2%	7.1%	10.4%	15%
男女共同参画に関わる 講座・イベントの開催 市町村の割合	45.7%	77.1%	100%	100%

(参考指標)

項 目	第3次基本計画策定 (平成27年度又は 平成28年4月1日現在)	第4次基本計画策定時 (令和元年度又は 令和2年4月1日現在)	現況値 (令和6年度又は 令和7年4月1日現在)
社会全体における 男女の地位が平等 と答えた割合	男性 30.0% 女性 19.8% (平成24年 全国数値)	男性 24.5% 女性 18.4% (令和元年 全国数値)	男性 21.9% 女性 12.2% (令和6年 全国数値)
市町村の管理職に 占める女性の割合	18.6%	20.1%	25.2%
DV事案 認知(相談等)件数	みやぎ男女共同参画相談室 未集計 女性相談センター・県・市福祉事務所 1,053件 警察本部 2,257件 (警察本部のみ平成27年数値)	みやぎ男女共同参画相談室 58件 女性相談センター・県・市福祉事務所 795件 警察本部 2,380件 (警察本部のみ令和元年数値)	みやぎ男女共同参画相談室 59件 女性相談支援センター・県・市福祉事務所 861件 警察本部 2,127件 (警察本部のみ令和6年数値)

- (1) 政策・方針決定過程への女性の参画は、上昇傾向にあるものの、まだまだ不十分であり、今後とも各企業や団体、行政機関、学校教育を含めた社会の各分野で積極的に参画を進めていく必要があります。
- (2) 男女共同参画に関する講座・イベントを開催する市町村については、100%を達成しましたが、これからも100%を維持していくことが大切であるとともに、県民が気軽に講座やイベントに参加できるよう広報活動及び普及啓発事業の促進が求められます。

- (3) 社会全体における男女の地位が不平等であると感じている女性が多いことから、育児や介護への社会的支援及びハラスメントに関する認識の一層の普及啓発が必要です。引き続き、あらゆる世代を対象に相談事業、セミナーなど啓発事業を実施していくことが求められます。
- (4) 女性は家事と育児、男性は労働という固定的性別役割分担意識は根強いものがあり、この意識を変える必要があります。男女共同参画をそれぞれの身近な問題としてとらえられるよう、ポイント及びターゲットを絞った啓発活動を実施していくことが必要です。
- (5) 本県における警察へのDV（配偶者等からの暴力）及びストーカーに関する相談件数は深刻な状況にあり、被害者及び関係者の生命に関わる事件も発生しています。また、不同意性交等、不同意わいせつなどの性犯罪についても、認知件数は増加傾向にあります。被害者の多くは女性であり、効果的な対策が求められています。
- (6) 性別や性的指向¹、性自認²等を理由として差別的扱いをされるなど社会の中で困難な状況に置かれている人々が安心して暮らすことができ、また、県民が自らの意思に基づき個性と能力を十分に発揮できるよう、多様性（ダイバーシティ）に富んだ豊かな環境づくりに引き続き取り組んでいく必要があります。

【基本目標】

政策・方針決定過程への女性の参画は、男女共同参画社会の実現の基礎となるものであり、あらゆる分野において女性の意見及び考えを反映させることができるよう、女性の参画を拡大し、男女平等・男女共同参画の視点に立った社会組織・制度を作ります。また、女性の活躍がアンコンシャス・バイアスによって阻害されていることから、男女を問わず、あらゆる世代の県民が男女共同参画をそれぞれの身近な問題として認識するよう、意識啓発を推進していきます。また、DV（配偶者等からの暴力）、性犯罪、セクシュアル・ハラスメント等の暴力が、個人の尊厳を踏みにじり、安全・安心な暮らしを妨げる大きな要因となっていることから、あらゆる暴力の根絶に向けて、発生防止対策を推進します。併せて、社会の中で困難な状況に置かれている人々が安心して暮らせるようにするために、意識啓発及び相談体制の整備を進めます。

¹ 性的指向…恋愛対象が誰であるかを示す概念。対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛などがある。

² 性自認…性別に関する自己意識。性的指向とは異なる。

【男女共同参画の推進に関する施策の方向】

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の促進

社会の構成員の半数を占める女性の意思及び意見を公正に反映させるため、また、社会・組織の今後の活性化には、女性の多様な視点及び様々な能力の活用が欠かせないことから、県、市町村等の審議会委員等への登用及び政策・方針決定過程への女性の参画を引き続き推進していくとともに、事業者等に対しても、情報提供等により、管理職・役員における女性の登用の重要性及び必要性の理解の促進を図ります。

県の職員については、「宮城県特定事業主行動計画」、「宮城県教育委員会特定事業主行動計画」、「宮城県警察におけるワークライフバランス等の推進のための行動計画」に基づき、今後とも職員の意欲と能力の把握に努め、職務経験の付与や能力を向上・発揮させる機会の確保について、男女の隔たりがないように配慮して女性職員の登用に努めていきます。

施 策 の 項 目
1 県の審議会等委員及び県組織や学校教育での管理職等への女性登用の推進 【関連計画：宮城県特定事業主行動計画、宮城県教育委員会特定事業主行動計画、宮城県警察におけるワークライフバランス等の推進のための行動計画】
2 市町村の審議会等委員及び管理職への女性登用の拡大の働きかけ
3 女性の参画・登用に関する事業者、団体等に対する働きかけ・情報提供

(2) 男女共同参画に関する普及啓発の充実

あらゆる世代の県民が、アンコンシャス・バイアス、子育て、介護、ハラスメント、性的指向、性自認など、それぞれの身近で切実な問題を切り口として、男女共同参画の重要性について認識を深めることができるよう、市町村、関係団体等と連携し、幅広く、かつ、分かりやすい普及啓発事業を実施します。

施 策 の 項 目
4 男女共同参画やアンコンシャス・バイアスの解消に向けた普及啓発事業の実施
5 市町村、団体等の男女共同参画関連事業の開催の支援

(3) 男性及び若い世代に向けた普及啓発の推進

長時間労働、介護等の問題に直面する男性が働き方の見直しや家庭・地域社会への参画を意識するとともに、未来を担う若い世代が社会情勢を認識して、結婚、出産等を見据えた自身のキャリア形成を図ることができるよう、男女共同参画の意義及び重要性についての効果的な普及啓発事業を実施します。

施 策 の 項 目
6 男性及び若い世代を対象とした広報・啓発事業の実施 【関連計画：みやぎこども幸福計画】
7 男性に対する育児・介護等に関する情報及び学習機会の提供 【関連計画：みやぎこども幸福計画、みやぎ高齢者元気プラン、宮城県教育振興基本計画】

(4) あらゆる暴力の根絶と被害者支援の充実

DV（配偶者等からの暴力）、ストーカー、性犯罪などの暴力は、人権の重大な侵害であり、配偶者や被害者の心身を著しく傷付けるものです。また、近年はSNSなどの情報発信媒体の広がりに伴い、暴力の多様化や女性に限らず、男性、性的マイノリティ、高齢者、障害者、外国人等への被害も深刻化しています。国においては、令和5年3月に「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」を取りまとめ、性犯罪・性暴力対策の「更なる集中強化期間」を定め、取り組んでいます。県においても、これらの暴力を容認しないという社会的認識の醸成や、発生を防ぐための環境づくり及び被害者支援の取組を強化します。

施 策 の 項 目
8 暴力を根絶し、発生を防ぐための意識啓発 【関連計画：困難な問題を抱える女性及びDV被害者等への支援並びにDV防止に関する基本計画、みやぎ子ども・若者育成支援計画（青少年の健全な育成に関する基本計画）】
9 関係機関による取組及び関係機関の連携の強化 【関連計画：困難な問題を抱える女性及びDV被害者等への支援並びにDV防止に関する基本計画】
10 性犯罪等被害者への支援及び情報提供 【関連計画：困難な問題を抱える女性及びDV被害者等への支援並びにDV防止に関する基本計画、宮城県犯罪被害者等支援計画】
11 若い世代に向けた教育・啓発の推進 【関連計画：困難な問題を抱える女性及びDV被害者等への支援並びにDV防止に関する基本計画】

(5) 多様な困難を抱える女性や若い世代への支援

ひとり親家庭や貧困など多様な困難を抱える女性や若い世代に対して、生活の安定と自立に向けた支援及び情報提供に取り組めます。

施 策 の 項 目
12 多様な困難を抱える女性や若い世代への支援及び情報提供 【関連計画：困難な問題を抱える女性及びDV被害者等への支援並びにDV防止に関する基本計画】

(6) 調査・研究及び情報の収集・提供の充実

男女共同参画に関する意識調査の実施、関係情報の収集等により、問題点及び課題を把握し、男女共同参画の推進に関する施策に反映させるとともに、年次報告及び各種関連情報をインターネット等により、適時に、広く県民に提供していきます。

施 策 の 項 目
13 県民の意識及び実態の調査並びに関係情報の収集
14 各種メディアを活用した情報及び事例の提供

(7) 相談体制の整備・強化

男女共同参画に関する相談体制を整備し、関係機関との連携を強化することで、相談対応機能を充実させ、性別や性的指向、性自認、性同一性障害等を理由として社会的に困難な思いをしている人々からの相談を含め男女共同参画に関する相談に対し、適切に対応します。

施 策 の 項 目
15 社会の中で困難を感じている人々からの相談対応と関係機関との連携強化 【関連計画：みやぎ子ども・若者育成支援計画（青少年の健全な育成に関する基本計画）、宮城県障害福祉計画】

2 様々な働く場における男女共同参画の実現 ―女性が生き生きと活躍するために―

「宮城県女性の職業生活における活躍についての推進に関する施策についての計画」はこの項を中心に構成されます。

【現状及び課題】

基本計画における関連指標の現状

項 目	第3次基本計画策定 (平成27年度又は平成 28年4月1日現在)	第4次基本計画策定時 (令和元年度又は令和 2年4月1日現在)	現況値 (令和6年度又は令和 7年4月1日現在)	第5次基本計画の 目標・予測指標 (令和12年度末)
男性の育児休業取得率（宮城県職員）	—	25.6%	98.7%	100%
男性の育児休業取得者のうち4週間以上の取得率（宮城県職員）	—	—	67.5%	85%
女性のチカラを活かすゴールド認証企業数	15社	27社	50社	70社
農業委員に占める女性の割合	—	16.4%	21.4%	30%
家族経営協定 ¹ 締結数	684経営体	729経営体	838経営体	900経営体

¹ 家族経営協定…家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めるもの。

(参考指標)

項 目	第3次基本計画策定 (平成27年度又は 平成28年4月1日現在)	第4次基本計画策定時 (令和元年度又は 令和2年4月1日現在)	現況値 (令和6年度又は 令和7年4月1日現在)
育児休業 ¹ 等取得率 (宮城県労働実態調査)	男性 4.9% 女性 89.8%	男性 5.0% 女性 77.3%	男性 39.9% 女性 94.7%
企業の役職者に占める 女性の割合	係長級以上の役職者 11.9% 部長級 6.2% 課長級 9.8% 係長級 17.0% (全国数値)	係長級以上の役職者 13.6% 部長級 6.9% 課長級 11.4% 係長級 18.9% (令和元年 全国数値)	係長級以上の役職者 18.0% 部長級 9.8% 課長級 15.9% 係長級 24.4% (令和6年 全国数値)
宮城県内のハローワーク へ新規求職者申込をした 女性の就職率	35.1%	32.8%	27.0%

- (1) 出産や育児、介護のために仕事を辞める女性は少なくありませんが、女性の意識の変化や厳しい経済状況を反映し、働くことを希望する女性が増えています。女性が職業生活を継続していくことができるよう、保育所などの社会的インフラの整備や延長保育等の保育サービス、介護サービスの充実を図るとともに、一旦仕事を離れた女性の再チャレンジへの支援が求められています。
- (2) 少子・高齢化が加速度的に進む中、育児・介護休業制度についての法整備等が進められていますが、職場によっては、育児休業、介護休業等を取得し難い雰囲気があることや育児をしながらの就業が困難な環境も指摘されています。男性の育児休業の取得の促進など、育児と就業とを両立することができる職場環境を確立するとともに、長時間労働の削減や有給休暇の取得促進、テレワーク等の多様な働き方の推進など、従来の働き方を見直し、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を図っていくことが必要です。このことが、家庭における環境の改善にも資することが期待されることです。また、農林水産業等の業種においても、女性活躍促進やワーク・ライフ・バランスの取組を推進するために、取組事例の紹介や支援情報等を分かりやすく提供していく必要があります。
- (3) 長引く物価高騰や非正規雇用における賃金の低さなどにより、「ひとり親家庭」の貧困の問題が顕在化・深刻化しており、「ひとり親家庭」の自立に向けた支援が必要です。
- (4) 職場でのセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント、パワーハラスメント等は、異性間・同性間にかかわらず依然として多数発生しているため、その対策には、粘り強く取り組んでいく必要があります。また、男性の育児休業取得や育児のための短時間勤務などを妨げるパタニティハラスメントも問題となっており、職場環境の一層の整備が求められています。
- (5) 農業を発展させていく上で、農業経営における女性参画は重要な役割を果たしていますが、指導的地位や経営主の多数を男性が担っている状況にあります。共同経営者として女性の地位や権限を確立するため、家族経営協定の一層の普及・啓発を図るほか、農業委員等への女性の登用などを進め、経営及び方針決定過程に女性の意見を反映させていく必要があります。
- (6) 様々な産業・分野において、女性の視点及び経験を活かした事業化のニーズが多いと考えられることから、起業や事業承継に関する情報提供及び女性への支援を充実させていくことが求められます。

¹ 育児休業…有給・無給に関係なく社内でも認められている休暇。

【基本目標】

「女性の職業生活における活躍推進に関する法律」によれば、女性の職業生活における活躍とは、自らの意思によって職業生活を営み、又は、営もうとする女性が、その個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍することと定義しています。男女が共に多様な生き方・働き方を実現でき、ゆとりがあり豊かで活力にあふれ、生産性が高く持続可能な社会が形成されるよう、働く場面における「女性の活躍」の実現を図ります。

また、農林水産業・商工自営業、その他の事業においても、女性は重要な担い手であることから、女性が経営活動及び方針決定に関わっていくための意識の啓発や能力を発揮しやすい環境整備を促進します。女性の視点及び経験を生かすとともに、事業化のニーズに対応するため、起業や事業継承に関する情報提供及び支援を推進していきます。

少子・高齢化及びライフスタイルの多様化が進む中、すべての働く場における仕事と生活の調和の実現に向け、人生１００年時代も意識した多様で柔軟な働き方を選択することができるような制度の整備や働き方の見直しに関する意識の啓発を進めます。

【男女共同参画の推進に関する施策の方向】

（１）職場における女性の参画の促進

職場において、男女の均等な機会や待遇を実質的に確保することにより、女性が能力を十分に発揮できるよう、関係法令の理解及び遵守を促進します。また、女性の採用、職域の拡大、管理職への登用等について、国の認定制度や県の認証・表彰制度などの情報提供を行うことにより、事業者に対し積極的な取組を働きかけます。特に優れた取組を行っている事業者については、県のホームページやポータルサイト等で紹介するなど、積極的にPRを行っていきます。

加えて、女性の活躍を阻害していると言われるアンコンシャス・バイアスをあらゆる職場から払拭するため、若者の意見を取り入れる場やセミナー等で企業に対して意識啓発を行っていきます。さらに、就職を機に東京などの大都市に流出している女子学生の県内定着に向け、女性が活躍している県内企業の紹介などに加え、女性が働きやすい環境整備のための支援に力を入れていきます。

施 策 の 項 目
16 関係法令の周知徹底及びあらゆるハラスメント防止対策の促進 【関連計画：宮城県犯罪被害者等支援計画】
17 労働相談・情報提供体制の充実 【関連計画：宮城県犯罪被害者等支援計画】
18 ポジティブ・アクション（女性の参画を促進する取組）の普及啓発及び情報提供 【関連計画：みやぎ建設産業振興プラン】
19 女性活躍促進に向けた支援と環境整備の充実 【関連計画：水産業の振興に関する基本的な計画】

（２）農林水産業・商工自営業における男女共同参画の推進

農林水産業・商工自営業の経営及び方針決定過程への女性の参画を促進するための啓発活動、研修等を実施します。また、みやぎの女性活躍促進連携会議と連携し、県の制度や補助金等の情報提供を行っていきます。さらに、農業分野における家族経営協定の締結促進など、男女が対等な立場で快適

に働くための環境整備や農業委員等への女性の登用を促進します。

また、起業や事業承継に関する情報の提供、事業運営のフォローなど、相談・支援体制の充実を図ります。

施 策 の 項 目
20 女性の経営及び方針決定過程への参画を促進するための意識啓発並びに支援 【関連計画：宮城県中小企業・小規模事業者振興基本計画、みやぎ食と農の県民条例基本計画】
21 家族経営協定の普及促進及び労働条件に関する意識啓発 【関連計画：みやぎ食と農の県民条例基本計画、宮城県中小企業・小規模事業者振興基本計画】
22 起業・事業承継に関する情報提供・相談及び支援 【関連計画：みやぎ食と農の県民条例基本計画、宮城県中小企業・小規模事業者振興基本計画】
23 女性起業家相互、経営者相互及び女性起業家と経営者との交流・連携の促進 【関連計画：みやぎ食と農の県民条例基本計画、宮城県中小企業・小規模事業者振興基本計画】

（３）ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）及び多様で柔軟な働き方の推進

新型コロナウイルス感染症を契機としてテレワークなどの多様で柔軟な働き方の推進がこれまでに以上に求められています。労働環境の整備や長時間労働抑制などの働き方の見直し、男性の育児への参画など、みやぎイクボス同盟¹とも連携し、仕事と生活の調和に関する意識の啓発を広く進めていきます。また、男女が共に働きやすい環境の整備や保育・介護サービスなど社会的支援体制の充実を促進します。

施 策 の 項 目
24 育児・介護休業制度の普及促進及び育児・介護休業制度を利用しやすい環境づくりの促進 【関連計画：宮城県地域医療計画】
25 仕事と生活の調和及び多様で柔軟な働き方に関する意識啓発並びに取組の推進
26 仕事と家庭の両立を支える各種支援制度の普及の促進 【関連計画：みやぎ建設産業振興プラン、みやぎこども幸福計画】

（４）リスキリングの促進及びキャリアリスタートの支援

国等関係機関と連携し、就業を希望する女性が職業能力を開発するための機会及び情報の提供を充実させます。また、働き方の変化やデジタル化の進展によって仕事の進め方が大きく変化していることから、これから必要とされる新たなスキルや知識を身に付けるためのリスキリング教育の機

¹ みやぎイクボス同盟…「イクボス」（部下のワーク・ライフ・バランスを尊重し、組織の業績の向上を図り、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司）の必要性を認識し、積極的に管理職の意識改革を行って、新しい時代の理想の上司「イクボス」を育てていこうとする企業・団体のネットワーク。

会を提供します。

さらに、出産、育児等により一旦仕事を離れた女性の再就職を支援するとともに、経済的に厳しい「ひとり親家庭」において子育てをする者の就業及び自立に関する支援に取り組みます。

施 策 の 項 目
27 職業能力開発及び学び直しの機会並びに情報の提供 【関連計画：宮城県職業能力開発計画、宮城県教育振興基本計画】
28 再就職を希望する女性及び多様な勤務・就業形態の女性労働者の支援 【関連計画：宮城県職業能力開発計画】
29 「ひとり親家庭」において子育てをする者の就業及び自立の支援 【関連計画：みやぎこども幸福計画】

3 家庭における男女共同参画の実現 ―家事・育児・介護における男性活躍の促進―

【現状及び課題】

基本計画における関連指標の状況

項 目	第3次基本計画策定 (平成27年度又は平成 28年4月1日現在)	第4次基本計画策定時 (令和元年度又は令和 2年4月1日現在)	現況値 (令和6年度又は令和 7年4月1日現在)	第5次基本計画の 目標・予測指標 (令和12年度末)
保育所等利用待機児童数	638人 (うち仙台市213人)	583人 (うち仙台市121人)	18人 (うち仙台市0人)	待機児童を解消し、 0人を維持

(参考指標)

項 目	第3次基本計画策定 (平成27年度又は 平成28年4月1日現在)	第4次基本計画策定時 (令和元年度又は 令和2年4月1日現在)	現況値 (令和6年度又は 令和7年4月1日現在)
家事・介護・育児等に係る 生活時間 ※6歳未満の子供がいる夫婦と子供の 世帯に限定した夫と妻の夫と妻の一 日当たりの生活時間。「家事」、「介 護・看護」、「育児」及び「買い物」 の合計時間。 (総務省「社会生活基本調査」)	—	夫：全国 83分 宮城県 85分 妻：全国 454分 宮城県 462分 (平成28年数値)	夫：全国 114分 宮城県 114分 妻：全国 448分 宮城県 475分 (令和3年数値)

- (1) 共働きの世帯が増加する中、男女が協力しながら家庭生活の責任を担うという意識の醸成に向け
て啓発事業を実施していますが、依然として、家庭生活において家事、介護、看護及び育児（以下「家
事等」という。）に要する時間には、男女間で開きがあり、より多くの家事等を女性が担っています。
- (2) 男女共同参画を推進するためには、家庭内での理解を深めることが不可欠です。また、新型コロナ
ウイルス感染症の影響によりテレワーク等の多様な働き方が推進され、家庭内における家事分担の
見直しの契機となりました。互いの気持ちを伝え合い、家庭内でのコミュニケーションを深められ
る環境づくりをサポートする体制が更に求められています。

- (3) DV（配偶者等からの暴力）に関する警察への相談件数は高止まりの傾向にあります。また、児童虐待の防止等に関する法律では、児童虐待について、児童に対する著しい暴言・拒絶的な対応や児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力など、心理的な外傷を与える言動についても含まれることを規定しており、適切な対応が求められています。さらに近年は、デートDV（交際相手からの暴力）や令和5年改正の不同意わいせつ罪なども、社会的な問題となっており、DVは犯罪であるという認識を広めるとともに、被害が潜在化しないよう被害者が相談しやすい体制づくりを進める必要があります。また、心身を傷付けられた被害者の立場に立った支援策が求められています。
- (4) 女性が安心して安全に妊娠・出産することができ、かつ、男女が共に生涯を健やかに過ごせるよう、人生100年時代に向けた心と体の健康づくりの理解の促進及び支援が求められており、育児や介護に対する社会的支援の充実が必要となっています。

【基本目標】

家庭内での相互理解及びコミュニケーションを深めるとともに、人権を互いに尊重するという意識の啓発に努めます。また、互いに協力し合って家事等を行うことのできる環境の整備や育児・介護を支えるための多様で質の高い社会的支援体制を整備します。

【男女共同参画の推進に関する施策の方向】

(1) 共に築く家庭生活への支援

家族が、コミュニケーションを図ることにより、互いに理解を深め、協力し合いながら、家事等についてそれぞれの責任を担っていくことができるよう、意識の啓発を行うとともに、必要な知識及び技能の習得の支援を行います。

施 策 の 項 目
30 互いに支え合う家庭生活に関する意識の啓発 【関連計画：みやぎこども幸福計画、宮城県教育振興基本計画】
31 男女が協力し、責任を担っていくための情報及び学習機会の提供 【関連計画：宮城県教育振興基本計画】

(2) 育児及び介護に関する社会的支援の充実

育児及び介護を社会全体で支えていくための機運の醸成や体制の整備を図るとともに、育児負担や介護負担を抱えている方に手厚い支援が行き届くよう、利用者のニーズを踏まえた多様で質の高い保育サービスの整備・充実を図るとともに、適正で質の高い介護サービスの提供を推進します。

施 策 の 項 目
32 地域ニーズに応じた多様な子育て支援の充実 【関連計画：みやぎこども幸福計画】
33 介護を地域で支える制度及び体制の整備 【関連計画：みやぎ高齢者元気プラン】
34 育児及び介護に関する情報提供及び相談・支援体制の整備 【関連計画：みやぎこども幸福計画】

（３）DV（配偶者等からの暴力）の根絶

「困難な問題を抱える女性及び DV 被害者等への支援並びに DV 防止に関する基本計画」に基づき、暴力を許さない社会の形成、被害者からの相談に対する専門的知識を持った相談員による対応・被害者保護体制の充実と児童虐待への対応、被害者の自立に向けた支援等の各種施策を、関係機関と連携を図りながら協力して実施します。

施 策 の 項 目
35 被害者の相談・保護体制の充実及び児童虐待への対応 【関連計画：困難な問題を抱える女性及び DV 被害者等への支援並びに DV 防止に関する基本計画、宮城県社会的養育推進計画】
36 被害者の自立に向けた支援及び情報提供 【関連計画：困難な問題を抱える女性及び DV 被害者等への支援並びに DV 防止に関する基本計画】

（４）人生１００年時代に向けた心と体の健康づくりへの支援

少子高齢化が進行する中、地域において安心して安全に妊娠・出産ができるための支援体制を充実させるとともに、人生１００年時代に向けて、生涯にわたり、健康状態に応じて適切に自己管理を行うことができるよう健康のための教育及び相談体制を充実させます。特に、女性については、思春期、妊娠・出産期、産褥期、子育て期、更年期、高齢期等の各時期に応じた健康を保持し、かつ、増進できるように施策に取り組みます。

また、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に関する考え方を広く社会に浸透させ、男女が正しい知識・情報を得て認識を深めるための施策を推進します。

施 策 の 項 目
37 生涯を通じた健康の保持及び健康課題への理解増進の支援 【関連計画：宮城県教育振興基本計画】
38 妊娠・出産期・産褥期における母子の健康の確保の推進 【関連計画：みやぎこども幸福計画、宮城県地域医療計画、宮城県教育振興基本計画】
39 「性と生殖に関する健康と権利」の考え方の浸透・定着 【関連計画：みやぎこども幸福計画、宮城県教育振興基本計画】

4 学校教育における男女共同参画の実現 ―共生と自立を目指して―

【現状及び課題】

（参考指標）

項 目	第3次基本計画策定 (平成27年度又は 平成28年4月1日現在)	第4次基本計画策定時 (令和元年度又は 令和2年4月1日現在)	現況値 (令和6年度又は 令和7年4月1日現在)
小学校・中学校・高校の管理職に占める女性の割合 ※公立小学校・公立中学校は仙台市を含む ※県立高等学校は県立特別支援学校を含む	公立小学校 19.4% 公立中学校 11.1% 県立高等学校 4.3%	公立小学校 21.4% 公立中学校 14.2% 県立高等学校 10.0%	公立小学校 26.0% 公立中学校 20.0% 県立高等学校 12.9%

- (1) 児童・生徒が、性別にかかわらず、主体的に進路を選択する能力を身に付け、かつ、広い分野でその能力及び個性を発揮するため、みやぎの志教育^{*1}もあわせて、児童・生徒における男女共同参画に関する理解を促進していく必要があります。また、管理職の性別構成が児童生徒の意識に影響を与えうることを踏まえ、学校現場における女性管理職登用を促進する必要があります。
- (2) デジタル技術の進歩により社会経済情勢及び労働環境が急速に変化する中、未来を担う若い世代の人たちが、職業、結婚、出産等を見据えた自身のキャリア形成ができるような情報提供・意識の啓発が求められています。
- (3) 健康や性に関して児童・生徒が正しく理解し、かつ、将来の健康を考えて健康管理ができるよう、適切な教育を進めていく必要があります。
- (4) 人々の意識の中に形成された固定的性別役割分担意識、性に関する偏見の解消や人権尊重を基盤とした男女平等観の形成などが大きな課題になっており、学校教育の場において、教職員が的確かつきめ細やかに対応できる体制づくりが必要です。
- (5) 近年、SNSを使いたいじめやハラスメント、プライバシー等を暴露するアウティングなどから被害者が自死するなど深刻な事例が発生しています。性別、性的指向や性自認等によって差別的な扱いを受けることなく、安全で安心な教育環境の実現が求められています。

【基本目標】

学校教育が人間の意識及び価値観の形成に果たす役割は大きいことから、学校教育の場で人権の尊重を基盤とし、男女共同参画に関する理解を促進していくよう努めます。また、変化する社会経済情勢及び労働環境に対応することにより、適切な進路又は職業を選択することができるような情報提供・意識の啓発を推進します。

【男女共同参画の推進に関する施策の方向】

(1) 男女共同参画に関する理解の促進

学校教育において、人権及び男女共同参画に関する意識を高め、かつ、自立の意識を育む学習の一

¹ みやぎの志教育…小・中・高等学校の全時期を通じて、人や社会とかわる中で社会性や勤労観を養い、集団や社会の中で果たすべき自己の役割を考えさせながら、将来の社会人としてのよりよい生き方を主体的に求めさせていく教育。

層の充実を図ります。また、多様な人との関わりを重視した学習の充実を推進することにより、自己理解や他者理解を深化させ、よりよい人間関係を築く力を養います。さらに、教職員、保護者等の男女共同参画に関する理解を深める意識の啓発等の取組を促進します。

施 策 の 項 目
40 人権及び男女共同参画に関する意識の醸成に配慮した教育及び学校運営の促進 【関連計画：宮城県教育振興基本計画】
41 人との関わりを重視した学習及び相談体制の充実 【関連計画：宮城県教育振興基本計画】
42 教職員、保護者等の男女共同参画に関する理解の促進 【関連計画：宮城県教職員研修計画】

(2) キャリア教育の推進と人材育成

性別にかかわらず、将来、「社会人・職業人」として自立する上で必要な能力及び態度を育みます。また、自己の適性等を理解し、主体的に進路を選択する能力及び態度を育成する取組について各学校等を通じて進めます。

また、県内大学等と連携し、次代を担うリーダーとなり得る人材を育成するとともに、女性の少ない専門分野（科学技術等）の発展に女性が寄与できるよう参画を推進します。

施 策 の 項 目
43 キャリア教育の推進 【関連計画：宮城県教育振興基本計画、宮城県職業能力開発計画】
44 次代を担うリーダーとなり得る人材と理工系及びデジタル分野における女性人材の育成 【関連計画：宮城県教育振興基本計画、みやぎ子ども・若者育成支援計画（青少年の健全な育成に関する基本計画）、宮城県職業能力開発計画】

(3) 健康のための教育の推進

児童・生徒の様々な心身の問題に対応するため、学校における健康のための教育の充実を図るとともに、児童・生徒がそれぞれの健康や性に関する正しい知識を身に付けられるよう、発達段階に配慮しながら取り組んでいきます。また、性的指向・性自認等に関する悩みを抱える児童・生徒に対しても理解を促すなど、安全で安心な教育環境の実現に努めます。

施 策 の 項 目
45 児童・生徒の心身の健康を保つ学校保健の充実 【関連計画：宮城県教育振興基本計画】
46 健康及び性に関する教育の充実 【関連計画：宮城県教育振興基本計画】

5 地域における男女共同参画の実現 ―多様な主体が互いに支え合う社会―

【現状及び課題】

基本計画における関連指標の現状

項 目	第3次基本計画策定 (平成27年度又は平成 28年4月1日現在)	第4次基本計画策定時 (令和元年度又は令和 2年4月1日現在)	現況値 (令和6年度又は令和 7年4月1日現在)	第5次基本計画の 目標・予測指標 (令和12年度末)
男女共同参画に関する計画を策定している市町村の割合 ※総合計画等の一部として策定されたものを含む	単独計画の割合 60%	単独計画の割合 63%	94.3% (単独計画の割合 77.1%)	100% (単独計画の割合 100%)
NPO等地域団体との男女共同参画に関わる連携事業の実施回数(県及び市町村)	—	—	13回 (累計45回)	5年間で50回

(参考指標)

項 目	第3次基本計画策定 (平成27年度又は 平成28年4月1日現在)	第4次基本計画策定時 (令和元年度又は 令和2年4月1日現在)	現況値 (令和6年度又は 令和7年4月1日現在)
自治会長(町内会長・区長)に占める女性の割合	4.2%	4.9%	6.2%

- (1) 男女共同参画基本計画を単独で策定している市町村の割合は77.1%、総合計画等の一部として策定している市町村を合わせると94.3%になり、男女共同参画に関する地域の取組は徐々に広がりを見せていますが、まだ十分とは言えません。また、地域により取組状況にばらつきがあります。
- (2) 自治会等の地域活動の場への参画には、年代及び性別の偏りが見られます。また、方針決定過程に関わる女性の割合は未だ低い状況にあります。
- (3) NPO、ボランティア団体等の活動が、福祉、まちづくり、環境など、各分野において重要な役割を果たしています。
- (4) 家族形態及びライフスタイルの多様化などにより、地域のつながりが弱まるなか、経済的基盤の弱い高齢者及び障害者、孤立につながりやすい単身世帯など、経済面及び家事・健康管理等の生活面での支援を必要とするケースが増加しています。
- (5) 経済・社会のグローバル化の進展に伴い、県の在留外国人の数は増加しており、その国籍や在留資格も多様化しています。特に、日本人の配偶者等として暮らす外国人(以下「外国人配偶者等」という。)の家庭では、コミュニケーションの問題や文化的背景の違いなどにより、外国人配偶者等本人の困難はもとより、その家族内における問題が増加し、かつ、複雑化する場合も多いことから、適切な支援が求められています。

【基本目標】

少子・高齢化及び人口減少が進む中、地域は、家庭とともに身近で重要な生活の場であることから、年代・性別、障害の有無、性的指向と性自認、国籍等に関わらず、全ての県民が安心して住み続けることができ、互いに支え合うことができる地域づくりを進めます。また、活力ある豊かな地域社会の実現のために、県民誰もが、様々な地域の活動に積極的に参画し、共に責任を担っていくような環境整備を推進します。

【男女共同参画の推進に関する施策の方向】

（１）市町村における男女共同参画の推進の支援

男女共同参画の意識を県内各地域に広げ、地域の特性及び実情に応じた取組を推進するため、県民にとって身近な市町村が定める男女共同参画基本計画の策定や男女共同参画推進の取組を支援します。

施 策 の 項 目
47 男女共同参画の推進状況等の情報提供及び市町村の条例・計画策定の支援
48 男女共同参画に関する事業の開催の支援

（２）地域活動における男女共同参画の促進

人生 100 年時代に向けて、PTA、自治会・町内会、各種ボランティアなど様々な活動の場に多様な年代の男女の参画が進み、これらの活動の方針決定過程への女性の参画が拡大するよう情報提供及び意識啓発を行います。また、様々な活動の中で横のつながりが作られ、互いに支え合う関係が構築されることから、活動の場の提供や市町村の取組を支援していきます。さらに、地域を支える民間NPO等各種地域団体の活動を支援するとともに、これらの団体との連携及び協働を推進します。

施 策 の 項 目
49 ボランティア及び地域活動への参画促進のための環境整備
50 NPO等各種地域団体・企業との連携及びその活動の支援 【関連計画：宮城県教育振興基本計画、宮城県民間非営利活動促進基本計画】

（３）高齢者、障害者、単身者等の自立支援

高齢者、障害者、単身者等が、地域において経済的・社会的に自立した生活を安心して送ることができるよう、就労支援、生活環境の整備、その他必要な支援・サービスの提供を進めます。

施 策 の 項 目
51 社会全体のバリアフリー化の推進 【関連計画：宮城県高齢者居住安定確保計画、宮城県県営住宅ストック総合活用計画（宮城県県営住宅等長寿命化計画）】
52 就労の支援 【関連計画：宮城県障害福祉計画】
53 仲間づくり、生きがいつくり、健康づくり等活動の支援 【関連計画：みやぎ高齢者元気プラン、宮城県障害福祉計画】

(4) 国際的な視野及び「多文化共生」の視点の確立

国際社会における男女共同参画の推進の動向及び取組について、情報を収集し、県民に提供します。また、「宮城県多文化共生社会推進計画」に基づき、国籍、民族等の違いにかかわらず、すべての県民の人権が尊重され、かつ、誰もが地域社会に参画することができる「多文化共生」の社会づくりを進め、外国人県民等の社会活動への参加促進と支援に取り組みます。

施 策 の 項 目
54 男女共同参画の国際的動向及び取組に関する情報の収集・提供
55 「多文化共生」に関する理解の促進及び外国人県民等の社会活動の参加の促進と支援 【関連計画：宮城県多文化共生社会推進計画】

6 防災・復興における男女共同参画の実現 一頻発する大規模災害に備える多様な視点一

【現状及び課題】

基本計画における関連指標の現状

項 目	第3次基本計画策定 (平成27年度又は平成 28年4月1日現在)	第4次基本計画策定時 (令和元年度又は令和 2年4月1日現在)	現況値 (令和6年度又は令和7 年4月1日現在)	第5次基本計画の目 標・予測指標 (令和12年度末)
宮城県防災会議の委員 に占める女性の割合	9.4%	15.8%	27.1%	30%
女性防災リーダー養成 者数	—	856人	186人 (累計1,729人)	累計2,950人

(参考指標)

項 目	第3次基本計画策定 (平成27年度又は 平成28年4月1日現在)	第4次基本計画策定時 (令和元年度又は 令和2年4月1日現在)	現況値 (令和6年度又は 令和7年4月1日現在)
女性消防団員がいる消防団の 割合	61.9%	81.0%	90.5%

(1) 東日本大震災の発生を受け、宮城県男女共同参画審議会から「宮城県の復興推進に男女共同参画の視点を」と題して提言がなされ、これを踏まえて基本計画に「防災・復興分野」の体系を追加し、取組を推進してきました。基本計画（第5次）においても、継続して各事業を行い、防災・復興における男女共同参画の実現を図る必要があります。

(2) 平成27年3月、第3回国連防災世界会議にて採択された「仙台防災枠組2015-2030」においても、女性の視点を反映することは、地域の防災力向上に繋がり、その重要性が確認されました。東日本大震災の経験を踏まえ、多様な視点を反映した防災対策の実施により県内の防災力向上を図るためには、政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立することが必要です。

【基本目標】

災害対応においては、頻発する大規模災害に備え、平常時からあらゆる場・組織での女性の参画を促進し、男女共同参画の視点を防災施策に反映させる必要があることから、地域防災計画の作成やその実施を推進する県及び市町村の防災会議において、女性の意見及び考えを反映できる体制づくりを図っていきます。

また、災害が発生した際の避難所の開設・運営に男女双方がリーダーとして参画し、男女共同参画の視点に立った運営管理がなされるよう、東日本大震災の教訓を踏まえ、避難所運営マニュアルの整備を更に進めていきます。

【男女共同参画の推進に関する施策の方向】

（１）防災分野における意思決定の場への女性の参画の促進

防災分野への女性の参画の重要性を認識し、女性の意思及び意見を公正に反映させるため、県及び市町村の防災会議等への女性の登用を図っていきます。

また、防災の現場における女性の参画拡大のため、関係機関や団体と連携し、女性が活動しやすい環境の整備を推進します。

施 策 の 項 目
56 県や市町村の防災会議への女性登用の促進及び人材の育成
57 防災関係機関・団体との連携及び取組の強化

（２）男女共同参画の視点での防災意識の啓発

東日本大震災を教訓として、男女共同参画の視点での防災に関する意識の啓発を行います。

施 策 の 項 目
58 防災意識の啓発

第4章 推進体制

基本計画を着実に推進していくため、県の各部局・各機関が一体となって取り組むとともに、国、市町村、事業所、関係団体等との緊密な連携を図り、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に推進します。

1 庁内推進体制の整備

知事を本部長とする宮城県男女共同参画施策推進本部において、基本計画の進行管理を行い、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成・公表して、男女共同参画の推進に関する施策の着実な推進を図ります。また、職員の男女共同参画に関する意識の啓発に努めます。

2 市町村との連携及び協働

地域の実情に応じた男女共同参画の取組が推進されるよう、市町村との連携・協働を図り、男女共同参画に関する推進体制の整備、基本計画等の策定等に対する支援、県と市町村及び市町村相互のネットワークづくりを行います。

3 関係団体との連携及び協働

男女共同参画に関する活動を行っているNPO等各種団体の活動を支援するとともに、これらとの連携及び協働を推進します。

4 県民及び事業者との連携

県民及び事業者に対する情報提供を行い、広く男女共同参画の推進を働きかけて事業を展開するとともに、男女共同参画に関する自主的な取組に対する支援を行います。

5 各主体間の連携

経済団体、関係団体、行政等が連携・協力し、一体となって女性が活躍しやすい環境の整備を推進することを目的に設立した「みやぎの女性活躍促進連携会議」等を通じて各主体間の連携を進めます。

6 男女共同参画に関する相談及び苦情の適切な処理

男女共同参画に関する県民及び事業者からの相談及び苦情について、「みやぎ男女共同参画相談室」を設置して、必要に応じて関係機関とも連携しながら適切な処理に努めます。

男女共同参画の指標

- ◆ 県行政の指標として達成を目指すこととしているもののみならず、県行政の男女共同参画社会実現に向けた取組の中で、市町村、県民及び事業者との連携の結果として達成が期待され、又は予測される数値をまとめたものです。

項 目	現況値 (令和6年度又は 令和7年4月1日現在)	目標・予測指標 (令和12年度)	備考
県の審議会等委員における女性の割合	38.6%	45%	県組織
市町村の審議会等委員における女性の割合	30.5%	35%	市町村組織
県の管理職に占める女性の割合 (知事部局の本庁課長級以上の職員) 【第5期宮城県特定事業主行動計画における目標数値】	10.4%	15%	県組織
男女共同参画に関わる講座・イベントの開催市町村の割合	100%	100%	市町村組織
男性の育児休業取得率(宮城県職員) 【第5期宮城県特定事業主行動計画における目標数値】	98.7%	100%	県組織
男性の育児休業取得者のうち4週間以上の取得率(宮城県職員) 【第5期宮城県特定事業主行動計画】	67.5%	85%	県組織
女性のチカラを活かすゴールド認証企業数	50社	70社	
農業委員に占める女性の割合	21.4%	30%	
家族経営協定締結数 【第3次みやぎ食と農の県民条例基本計画における推進指標】	838経営体	900経営体	
保育所等利用待機児童数 【みやぎこども幸福計画における指標・目標】	18人 (うち仙台市0人)	待機児童を解消し、 0人を維持	
男女共同参画に関する計画を策定している市町村の割合 ※総合計画等の一部として策定されたものを含む	94.3% (単独計画の割合77.1%)	100% (単独計画の割合100%)	市町村組織
NPO等地域団体との男女共同参画に関わる連携事業の実施回数 (県及び市町村)	13回 (累計45回)	5年間で50回	県及び 市町村組織
宮城県防災会議の委員に占める女性の割合	27.1%	30%	県組織
女性防災リーダー養成者数	186人 (累計1,729人)	累計2,950人	

◆上記の指標に加えて、次の項目について把握し、広く男女共同参画の状況の参考とする。

項 目	現況値 (令和6年度又は令和7年4月1日現在)
社会全体における男女の地位が平等と答えた割合 (内閣府「男女共同参画に関する世論調査」)	男性 21.9% 女性 12.2% (令和6年 全国数値)
市町村の管理職に占める女性の割合 (課長相当職以上の職員)	25.2%
DV事案 認知(相談等)件数 (みやぎ男女共同参画相談室／女性相談支援 センター・県・市福祉事務所／警察本部)	みやぎ男女共同参画相談室 59件 女性相談支援センター・県・市福祉事務所 861件 警察本部 2,127件 (警察本部のみ令和6年数値)
育児休業等取得率 (宮城県労働実態調査)	男性 39.9% 女性 94.7%
企業の役職者に占める女性の割合 *労働者は、役職者(部長級、課長級、係長級)と非役職者の計 (厚生労働省「賃金構造基本統計調査」／企業規模100人以上)	係長級以上の役職者 18.0% 部長級 9.8% 課長級 15.9% 係長級 24.4% (令和6年 全国数値)
宮城県内のハローワークへ新規求職者申込みをした女性の就職率 { (一般職業紹介状況のうち女性の就職件数／女性の新規求職者申込件数) ※新規卒関係除く。 (宮城労働局)	27.0%
家事・介護・育児等に係る生活時間 ※6歳未満の子供がいる夫婦と子供の世帯に限定 した夫と妻の一日当たりの生活時間。「家事」、 「介護・看護」、「育児」及び「買い物」の合計時間。 (総務省「社会生活基本調査」)	夫：全国 114分 宮城県 114分 妻：全国 448分 宮城県 475分 (令和3年数値)
小学校・中学校・高校の管理職に占める女性の割合 ※公立小学校・公立中学校は仙台市を含む ※県立高等学校は県立特別支援学校を含む	公立小学校 26.0% 公立中学校 20.0% 県立高等学校 12.9%
自治会長(町内会長・区長)に占める女性の割合	6.2%
女性消防団員がいる消防団の割合 (宮城県消防協会)	90.5%

